

## 公募公告

和歌山県商工労働部  
商工労働政策局商工企画課長

和歌山県において下記に掲げる業務の発注を行うに当たり、公募を実施します。

令和7年2月25日

### 記

1. 業務名  
クレジットカード方式による料金の決済業務
2. 業務期間  
契約締結日から令和8年3月31日までとする。  
ただし、期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同じ条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
3. 業務の内容  
別添仕様書のとおり
4. 参加資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。ただし、同項第1号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。
  - (2) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
  - (3) 会社更生法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
  - (4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県が課する全ての税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等を完納していること。

- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 申込日現在において、クレジットカード方式による料金の決済業務（以下「当該業務」という。）について 1 年以上の営業経験を有し、かつ、当該業務を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (7) 当該業務に係る営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (8) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 和歌山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団等」という。)が経営し、又は経営に実質的に関与している者
  - イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者
  - ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
  - エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
  - カ 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者(その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。)が経営し、又は経営に実質的に関与している者
  - キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
  - ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
  - ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から 1 年を経過しない者

## 5. 仕様書等の交付場所

申込者は、和歌山県ホームページから関係書類をダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00219243.html>

## 6. 提出書類の提出期限及び提出先

仕様を満たす場合には、提出期限までに必要書類を提出すること。

(1)提出期限 令和 7 年 3 月 5 日（水）17 時までに書留郵便にて必着のこと。

(2)提出先 担当課：和歌山県 商工企画課 総務班（県庁本館 2 階）  
担 当：山東

住 所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電 話：073-441-2720

E-mail：[e0601001@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0601001@pref.wakayama.lg.jp)

7. 提出書類

- ①申込書（様式1）
- ②登記事項証明書（履歴または現在事項証明書）
- ③納税証明書（その3）消費税及び地方消費税に未納税額がない証明
- ④貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書 又はそれらに相当する書類（直前の事業年度の決算書類（1箇年分））

8. 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問票（様式2）を提出すること。

(1)提出期限：令和7年3月3日（月）17時まで

(2)提出方法：郵送もしくはメール

(3)回答方法：令和7年3月4日（火）までに和歌山県ホームページへの掲載の方法により公表する。

ただし、その内容が軽微なものにあっては、商工企画課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

9. 契約者の決定方法

別添仕様書に掲げた条件を満たした者の中から抽選により1者を選定の上契約する。

10. 抽選日及び抽選方法

(1)抽選日：令和7年3月7日（金）10時～

(2)会場：商工労働相談室A（和歌山県庁本館2階）

(3)抽選者の委任：申込者（代表者）が抽選できない場合には、委任状（様式3）により委任すること。

11. 契約書の作成の要否

要

12. スケジュール『再掲』

(1) 質問票の提出期限 令和7年3月3日（月）17時まで

(2) 質問回答期限 令和7年3月4日（火）

(3) 提出書類の提出期限 令和7年3月5日（水）17時まで

(4) 抽選日 令和7年3月7日（金）10時～